

みみの記念日 3月3日耳の日 6月6日補聴器の日 9月9日人工内耳の日 9月23日手話言語の国際デー

佐賀県議会一般質問

手話通訳による同時放映
始まる(2月26日~28日)

県議会における質疑の模様についての手話による同時通訳は、議員提案による佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例が、平成30年(2018年)9月25日に九州で最初に制定されたときから要望してまいりました。【議長要望は、令和2年(2020年)、令和5年(2023年)】

この間、県議会議事堂等が改築され35年以上経過していることから、通信機器等の整備と合わせ実施について検討され、今年2月議会の一般質問に限定し、まず試行されることになりました。



議事堂に近接した旧控室に機器をセットし、同時手話通訳をYouTubeで放映します。この試行を踏まえ、今後、常時放映される予定です。

なお、文字情報は令和元年(2019年)2月議会から、UDトークによる本会議傍聴席ですでに放映されています。

終活：認知症になる前に「財産管理と暮じまい」について 1/12日曜教室

今回の日曜教室のテーマは「終活＝財産管理と暮じまい」について、専門家を招いてセミナーを開催しました。

年始早々、縁起でもないと思われる方もいたかもしれませんが、1月12日商工ビル大会議室でろう者40名、難聴者8名が参加されました。

講師は、財産管理・司法書士集団トリニティ・テクノロジー(株)、(株)はせがわの専門家です。

2025年の50歳以上人口は、総人口の半数。65歳以上は約29%、70歳以上は17%です。このうち、

今年の認知症患者数は、高齢者の20%、730万人、さらに5年後は830万人に推計されています。

I この認知症に伴う問題と対策を考えます。

認知症によって、意見判断能力を喪失すると親の意思確認が取れず、

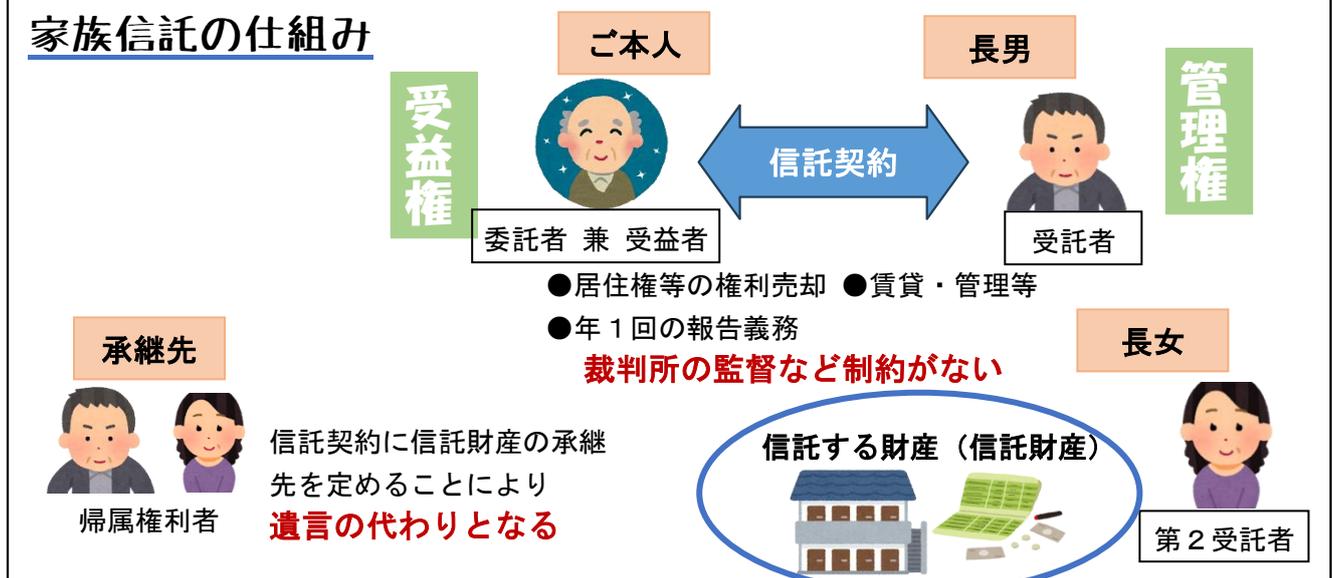
- ・預金がおろせない
- ・不動産の売却や管理ができない
- ・証券の売却や解約ができない
- ・相続対策が取れない



裏面へ

⇒親が元気なうちに手立てを取ることが必要です。

家族信託の仕組み



役に立つ 新シリーズ【30】

「マスクを外す時に耳かけ型補聴器がひっかかって外れやすい」「耳穴型補聴器を装着していたら、落として紛失してしまった」と補聴器着用者の方から相談を受けることがあります。

補聴器は、慣れたら1日中つけっぱなしが基本です。《外したら、家の中の必ず決まった場所に保管すること》を徹底して下さい。

耳かけ型補聴器の落下防止対策としては、**落下防止ストラップ**を利用することがおすすめです。補聴器本体にストラップを取り付け、衣服にクリップをはさむ、両耳の場合は左右の補聴器をストラップで繋ぎます。サポートセンターでもお試しが出来ます。



耳穴型補聴器は、個人の耳型を採取して作成され、耳穴にすっぽりとはまっていますので、マスクやメガネにひっかかることはありません。さらなる紛失防止の対策として、耳穴型の取り出しテグスをループ形状にして、その輪にチェーンを取り付ける方法があります。購入時に、補聴器店で相談してみましょう。



お知らせ

サポートセンター10周年記念講演会
3月8日(土) 10時 当センター研修会議室
講師：弁護士・社会福祉士 江越正嘉さん
テーマ：聴覚障害者と人権

巡回聞こえの相談》

2/25(火) 江北町役場
1階相談室(大)

3/25(火) 川副支所
相談室1

予約制

帰ったらうがい手洗い 風邪知らず

手立てには2つあります。

(1) 成年後見制度 (2) 家族信託制度です。

(1)は、裁判所の監督下で行うものです。財産金額が、5千万円の場合は月4~5万円の費用がかかります。また、途中でやめられません。

(2)は、受託者を信じて託すもので、信託契約を結び、公証人の印が必要です。月々の費用はありませんが、最初の契約締結時に司法書士、公証人の費用がかかります。家族信託の仕組みは、表面の図のとおりです。



II 財産の次は、一家の墓じまい=改葬の問題

- ・自分の代の次の承継者がいない
- ・子供に継がせたくない

といった人が増えています。



(1)墓じまいとは、専門業者により、墓石を撤去し墓所を更地にして、使用权を返還することです。

魂抜きをし、墓石を撤去、お寺に離壇料を支払います。その後、新しいところを決めて、永代使用許可証をもらって、樹木葬等により納骨するか、海洋へ散骨したりします。散骨は、手続きが大変なので、専門業者に頼む方法があります。



III エンディングノートの作成

I・IIの終活を通じて、あらかじめ元気なうちに、これまでの自分とこれからの自分をノートにまとめた=私のエンディングノート・終活の設計図=記載内容は、公的な情報、毎月の引き落とし情報、医療、介護、年金、遺言書、エンディング終活プランなど自身の考え方、希望等を含めて明記したもので、家族と情報共有できます。

このようなノートがあれば、本人自身、家族も安心ですのでお勧めします。

編集後記：わが家でも家族信託を検討中です。(つ)

佐賀県聴覚障害者サポートセンター

〒840-0826 佐賀市白山二丁目 1-12 (佐賀商エビル4階)
TEL: 0952-40-7700 FAX: 0952-40-7705
メールアドレス: info@saga-mimisapo.jp
ホームページアドレス: http://saga-mimisapo.jp/

<開館時間>

9:30 ~ 18:00

<閉館日>

毎週月曜日、祝日、年末年始